

議案第129号

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和2年11月30日提出

甲府市長 樋口 雄一

甲府市国民健康保険条例の一部を改正する条例

甲府市国民健康保険条例（昭和34年3月条例第9号）の一部を次のように改正する。

第13条の2第1項第1号中「同法第8条第4項」を「同条第4項」に、「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者（次号及び第3号において「世帯主等」という。）のうち給与所得を有する者（前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この項において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改め、同項第2号及び第3号中「第314条の2第2項に規定する金額」を「第314条の2第2

項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）」に改める。

附則第4項中「同法」を「同法第313条第3項」に、「地方税法」を「地方税法第313条第3項」に改め、「所得税法」との次に「、「110万円」とあるのは「125万円」と」を加える。

附 則

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の甲府市国民健康保険条例の規定は、令和3年度以後の年度分の保険料について適用し、令和2年度分までの保険料については、なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の軽減判定基準額に係る所要の改正を行う等については、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。